

所管部課	行政管理部 総務課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市議会行政手続条例施行規則、東大和市教育委員会行政手続条例施行規則、東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程、東大和市監査委員行政手続条例施行規程、東大和市農業委員会行政手続条例施行規程、東大和市固定資産評価審査委員会行政手続条例施行規程		
	部課機関	議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会		
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市行政手続条例の改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法による通知のうち、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法を規則で定めることとされたため、規定の追加等を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法について、インターネットを用いる方法とすることを定める。</p> <p>(3) 施行日 令和8年5月21日</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課による事前審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>				